

第 4 1 号議案

斎場に関する取扱いについて

斎場に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	27	協定項目名	斎場に関する取扱い
調 整 内 容			
<p>斎場については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用施設について 久留米市及び北野町については、久留米市斎場を使用する。 一部事務組合施設を有する地区(田主丸町・三潴町)については、当該施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。 城島町については、久留米市斎場の使用を基本とする。ただし、当分の間は現在の利用形態も継続できるよう努める。</p> <p>(2) 使用料金について 基本的に市民負担を統一する。 料金改定の実施、補助制度の創設により、新市住民の使用料金負担を同一にする。 ただし、前項城島町のただし書きによる場合は、3年を限度として現在の城島町民負担額になるまで差額を助成する。</p>			